

## 障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例

令和4年10月11日公布・施行

この条例は、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人とない人が支え合いながら暮らすことのできる山口県を目指して制定されました。



### < 障害者差別解消法との関係について >

この条例では、障害者差別解消法の規定を踏まえつつ、「障害を理由とする差別」の解消を一層進めるため、合理的配慮の提供の義務化の施行日及び事業者に対する指導等について、本県独自の規定としています。


条 例	障害者差別解消法
<b>「合理的配慮の提供」の義務化の施行日 ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ポイント1</span></b>	
法の施行に先行して <u>令和5年4月1日</u> から <u>施行</u> します。	<u>令和6年6月までに施行</u> することとされています。⇒現行は努力義務
<b>事業者に対する指導等 ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ポイント2</span></b>	
法に基づく措置とは別に、 <u>知事が</u> 勧告、公表を行うことができることとしています。	<u>主務大臣</u> が特に必要があると認めるときは、報告の徴収、助言、指導、勧告を行うことができることとされています。

### ポイント1 「合理的配慮の提供」を義務化 します。

「不当な差別的取扱い」を禁止し、現在、法において努力義務とされている事業者による「合理的配慮の提供」を令和5年4月1日から義務化します。

不当な差別的取扱い とは？	合理的配慮の提供 とは？
 <p>正当な理由がないのに、障害があることで、サービスの提供を拒否したり、提供場所や時間帯を制限したりすることなどをいいます。</p> <p>(例) 障害を理由に入店を拒否する。</p>	 <p>障害のある人から手助けや配慮を必要としているとの申し出があった場合、過重な負担がない範囲で対応することをいいます。</p> <p>(例) 意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。</p>

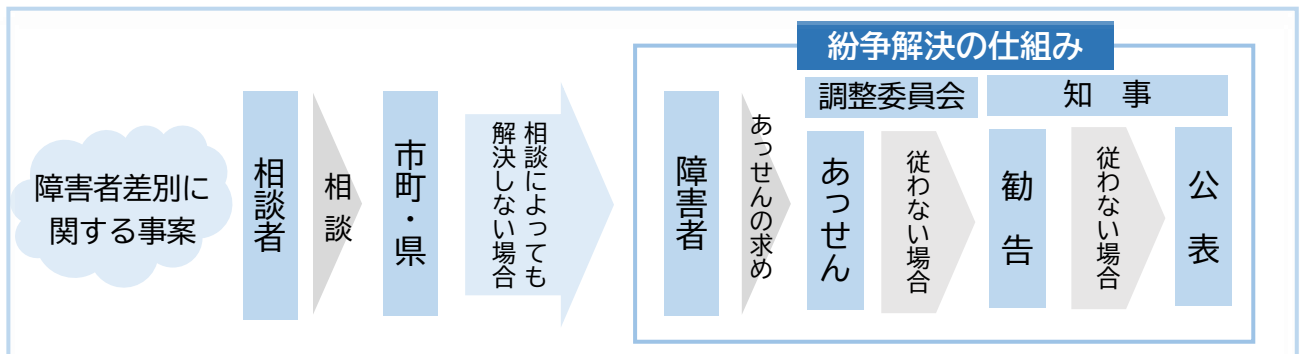
画像出典：「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」

 正当な理由があっても障害のない人と異なる取扱いをする場合や、過重な負担となるため合理的配慮ができない場合、理由を説明し、理解を得るように努めましょう。

「正当な理由」に相当するのは・・・	「過重な負担」の判断は・・・
客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。	具体的場面や状況に応じて、物理的・人的制約や費用・負担の程度などを考慮し、総合的・客観的に行うことが必要です。

## ポイント2 紛争解決の仕組みを整備 します。

市町及び県への相談によっても解決しない事案については、紛争解決の仕組みによって解決を図ります。(紛争解決の仕組みについては令和5年4月1日から運用されます。)



### 条例の対象となる「事業者」とは？

県内で商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。

個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。



### 「雇用の分野の差別」も条例の対象になるの？

雇用の分野（募集・採用や賃金、配置、昇進等）における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。

※ 障害者雇用促進法では、事業主は、雇用の分野での「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」が義務付けられるとともに、相談体制の整備が義務、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

### 質問1 事業者も、障害を理由とする差別に関する相談ができますか？

はい。どなたでも相談することができます。

山口県では、相談者にとって身近な市町が一次的な窓口を担い、市町で解決困難な問題については県が相談対応する仕組みとしています。まずは市町の障害福祉主管課にご相談ください。

### 質問2 障害を理由とする差別をした場合、罰則や罰金がありますか？

この条例では、差別行為に対する罰則は規定していません。

トラブルが発生した場合、当事者同士の話し合いを通じて円満に解決を図ってもらうことを基本としており、相談対応により解決をサポートします。

ただし、市町と県に相談しても解決しなかった場合は、障害者は、あっせんを求めることができ、事業者があっせん案に従わない場合は、勧告、公表される場合があります。

お問い合わせ：山口県健康福祉部 障害者支援課

〒753-8501 山口市滝町1番1号 電話 083-933-2764 FAX 083-933-2779 a14100@pref.yamaguchi.lg.jp  
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/178015.html>

